

2019 **TUE**
2 / 26
15:00~16:50

法改正に、
味つけを。

働き方改革法のうち

#1

労働基準法の改正について



【施行日間近！】働き方改革法のうち 労働基準法の改正について

働き方改革法のうち労働基準法の改正対応はお済でしょうか。今回の講座は、平成30年12月28日に発出された解釈例規についての解説が含まれます。「改正前」「改正」「改正後」の三つのステータスにわけて説明をすることにより、理解をより深めていただくことを目的とする講座です。

概要

日時：平成31(2019)年2月26日(火) 15:00～16:50(受付開始14:30)

受講料：5,000円(税込)

対象：企業・団体等の人事・総務担当者

定員：30名(先着順)

Recipes

15:00 - 15:45

- ・総論
- ・改正前の状況について

・時間外労働の上限規制

15:55 - 16:40

- ・改正の内容について
- ・改正後の詳細について

・有給休暇の取得義務

16:40 - 16:50

- ・質疑応答

・労働条件の明示の方法

講師



加藤 正紀 | 社会保険労務士法人 法改正研究所 代表

大学卒業後、大手法律出版社にて、厚生労働省を担当、労働基準法など労働分野の書籍編集に従事。毎日、法律・法改正の新聞「官報」が閲覧される職場で、法律ができて改正されていくプロセスを詳しく学ぶ。その後、複数の社労士事務所にて、主として中堅・大企業向け労務相談業務や社会保険手続を軸とした業務プロセス改善提案に携わる。20年以上の実務経験を通して、従業員数約5,000名の大手企業から従業員数1名の中小企業まで約200社、携わった手続や相談件数は約1万件以上に及ぶ。

会場アクセス

全日警ホール（市川市八幡市民会館）

千葉県市川市八幡 4-2-1

- ・JR本八幡駅北口から徒歩約8分
- ・都営新宿線本八幡駅から徒歩約8分
- ・京成八幡駅から徒歩約5分



お申し込み方法

WEBサイトからお申し込みください。

https://eipro.jp/kaiseilabo_seminar/



お問い合わせ

TEL：047-711-2152

E-mail：contact@kaiseilabo.or.jp